

2008年漁業センサス 用語の解説

1 海面漁業調査

| | |
|----------|--|
| 海面漁業 | 海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。 |
| 過去1年間 | 平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間 |
| 漁業経営体 | 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。 |
| 経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 |
| 個人経営体 | 個人で漁業を自営する経営体をいう。 |
| 団体経営体 | 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。 |
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社に含む。 |
| 漁業協同組合 | 水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。 |
| 漁業生産組合 | 水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 |
| 共同経営 | 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。 |
| その他 | 上記以外の経営形態をとる団体経営体をいう。 |
| 漁業種類 | 漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類）をいう。 |
| 営んだ漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。 |
| 主とする漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 |

| | |
|--------|--|
| 漁船 | 過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 |
| | ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 |
| | なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため）。 |
| 無動力漁船 | 推進機関を付けない漁船をいう。 |
| 船外機付漁船 | 無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。 |
| 動力漁船 | 推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。 |
| 海上作業 | <p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） |

| | |
|------------------|--|
| | e 収獲物の取り上げ作業 |
| 漁業の陸上作業 | 漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運營業務で海上作業以外のすべての作業をいう。 |
| 出 荷 先 | 過去1年間に漁獲物・収獲物を、漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。 |
| 漁業協同組合の市場又は荷さばき所 | 漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。 |
| 漁業協同組合以外の卸売市場 | 漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。 |
| 流通業者・加工業者 | 卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。 |
| 小 売 業 者 | スーパー（量販店を含む。）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。 |
| 生 協 | 生協へ出荷している場合をいう。 |
| 直 売 所 | 直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。 |
| 自 家 販 売 | 自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。 |
| そ の 他 | 上記以外の場合をいう。 |
| 個人経営体の専業分類 | |
| 専 業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。 |
| 第 1 種 兼 業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事 |

| | |
|--------------------|---|
| | からもあり、かつ、自営漁業からの収入が自営漁業以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。 |
| 第 2 種 兼 業 | 個人経営体（世帯）として、過去 1 年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。 |
| 基幹的漁業従事者 | 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。 |
| 漁 業 就 業 者 | 満15歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。 |
| 自 営 漁 業 の み | 漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 漁 業 雇 わ れ | 漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 世 帯 員 (個人経営体出身) | 個人経営体出身で生活の拠点がある家で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り込んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で家を離れている者のうち、不在期間が1年未満の者（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が1年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した人又は1年以上経過する見込みの者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。 |
| 漁業従事世帯員 | 満15歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去 1 年間に漁業に従事した者（雇われて漁業の仕事のみに従事した者を含む。）をいう。 |
| 漁 業 管 理 組 織 | 以下の事項を全て満たしている組織をいう。 ① 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 ② 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織 ③ 漁業管理について、文書による取決めのある組織 ④ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が関与している組織 |
| 運 営 主 体 | 漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。 |

| | |
|---------------|---|
| 漁業協同組合の単一組織 | 漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。 |
| 漁業協同組合の連合組織 | 複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。 |
| 漁業協同組合の下部組織 | 漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。 |
| 漁業協同組合の任意組織 | 漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。 |
| 漁業管理 漁獲の管理 | 漁期、漁具、操業水域等の規制、漁獲サイズ等の規制の管理を行うものをいう。 |
| 漁場の管理 | 漁場環境の保全、魚礁の設置、禁漁区の設置、操業水域の制限等の管理を行うものをいう。 |
| 漁業資源の管理 | 資源量の把握、漁獲枠の設定、漁業資源の増殖等の管理を行うものをいう。 |
| 管理対象漁業種類 | 漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他 |
| 漁業管理組織の範囲 | 漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。 |
| 漁業権放棄 | 漁業協同組合の管轄区域内における、過去5年間（平成15年1月1日から平成19年12月31日まで。）の漁業権（共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権）の放棄をいう。 |
| 漁業体験 | 地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。 |
| 魚食普及活動 | 水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。 |

| | |
|--------------------|--|
| 水産物直売所 | <p>地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。</p> <p>なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。</p> |
| 2 内水面漁業調査 内水面漁業 | <p>共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。</p> |
| 過去1年間 | <p>平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間</p> |
| 内水面漁業経営体 | <p>湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。</p> |
| 湖沼漁業経営体 | <p>過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業又は養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。</p> |
| 養殖業経営体 | <p>過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。</p> |
| 経営組織 | <p>海面漁業調査の「経営組織」（1ページ）に同じ。</p> |
| 漁業種類 | <p>湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。</p> <p>①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業</p> <p>②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業</p> <p>③養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖</p> |
| 主とする漁業種類 | <p>過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。</p> |
| 営んだ漁業種類 | <p>過去1年間に行ったすべての漁業種類をいう。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 養殖種類 | <p>内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。</p> <p>①食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他</p> <p>②種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他</p> <p>③観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ</p> <p>④真珠（1種類）：真珠</p> |
| 主とする漁業種類 | 過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。 |
| 営んだ漁業種類 | 過去1年間に行ったすべての養殖種類をいう。 |
| 湖沼漁業の湖上作業 | <p>湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。</p> <p>①漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。</p> <p>②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。</p> <p>③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。</p> <p>④漁船を使用しない採貝・採藻。</p> <p>⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収穫物の採取等湖上におけるすべての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。</p> |
| 湖沼漁業の湖上作業従事者 | 満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。 |
| 養殖作業 | 養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。 |
| 養殖業従事者 | 満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。 |
| 保有漁船 | 過去1年間に使用した漁船のうち、平成20年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。 |

| | |
|-----------------|---|
| | 海面漁業調査の「無動力漁船」(2ページ)に同じ。 |
| | 海面漁業調査の「船外機付漁船」(2ページ)に同じ。 |
| | 海面漁業調査の「動力漁船」(2ページ)に同じ。 |
| 個人経営体の専業分類 | 海面漁業調査の「個人経営体の専兼業分類」(3ページ)に同じ。 |
| 養殖池数 | <p>養殖業に使用した養殖池(養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。)の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える(漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。)</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p> |
| 養殖面積 | <p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p> |
| 漁獲物の販売金額 | <p>過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した合計金額(消費税を含む。)をいう。</p> <p>なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p> |
| 収穫物の販売金額 | 過去1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額(消費税を含む。)をいう。 |
| 内水面漁業地域 | 内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。 |
| 遊漁承認証 | 内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。 |
| 遊漁者への啓発・普及活動の取組 | 過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。 |
| 都市との交流活動の取組 | 過去1年間に内水面組合において実施した漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動等の取組。 |

| | |
|-----------|--|
| 漁業体験 | 海面漁業地域調査の「漁業体験」(5ページ)に同じ。 |
| 魚食普及活動 | 海面漁業地域調査の「魚食普及活動」(5ページ)に同じ。 |
| 3 流通加工調査 | |
| 魚 市 場 | 過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。 |
| 過 去 1 年 間 | 平成19年1月1日～平成19年12月31日の期間 |
| 売 場 面 積 | 水揚げ又は搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。 |
| 水産物卸売業者 | 卸売市場において、出荷者から販売の委託を受け、又は買い受けて卸売りする事業のうち、水産物を取り扱うものをいう。 |
| 水産物買受人 | 水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。 |
| | 陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 |
| 水産加工場 | 販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。 |
| 過 去 1 年 間 | 平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間 |
| 冷 蔵 能 力 | 常時10℃以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高(床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方)を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。 |
| 凍 結 能 力 | 通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。 |
| 従 業 者 | 以下の①～④のいずれかに該当する人をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 |

| | |
|-----------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ②常勤の役員 ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む。）を支給されている人） ④出向・派遣受入者 <p>なお、実務に携わらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。</p> |
| 常 時 従 業 者 | <p>上記の従業者のうち①及び②、並びに③又は④のうち、次の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤期間を定めずに従事している人 ⑥1か月を超える期間を定めて従事している人 ⑦平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人 |
| そ の 他 | <p>常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。</p> |